

十八PF OA又はその塩	六 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり 一 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 二 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 三 洗浄剤 四 半導体の製造に使用する放射防止剤 五 塗料及びワニス 六 はつ水剤及びはつ油剤 七 接着剤及びシーリング用の充填料 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 トナー 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 十二 床用ワックス 十三 業務用写真フィルム
十九PS HXS若しくはその異性体又はこれらの塩	一 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 二 金属の加工に使用するエッチング剤 三 半導体の製造に使用するエッチング剤 四 メッキ用の表面処理剤及びその調製添加剤 五 半導体の製造に使用する放射防止剤 六 半導体用のレジスト 七 はつ水剤、はつ油剤及び繊維保護剤 八 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 九 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 十 はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品)			第八條 法第三十五条第一項の政令で定める製品は、第二條第十一号から第二十三号までに掲げる第二種特定化学物質(次条の表三の項において「トリブチルスズ化合物」という。)については、塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)とする。 (技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品)	
第九條 法第三十六条第一項の政令で定める製品は、次の表の上欄に掲げる第二種特定化学物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる製品とする。			第二種特定化学物質	
一 トリクロロエチレン			製品	一 接着剤(動植物系のものを除く。)
二 テトラクロロエチレン			一 加硫剤	二 接着剤(動植物系のものを除く。)
三 トリブチルスズ化合物			二 塗料(水系塗料を除く。)	三 塗料(水系塗料を除く。)
四 洗淨剤			三 金属加工油	四 洗淨剤
五 織維製品用仕上加工剤			四 洗淨剤	五 織維製品用仕上加工剤
六 防腐剤及びかび防止剤			五 防腐剤及びかび防止剤	六 防腐剤及びかび防止剤
七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)			七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)	七 塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限り。)

厚生労働大臣 経済産業大臣 環境大臣	薬事審議会 化学物質審議会 中央環境審議会	一 法第十七条第一項の許可を受けようとする者	二十二万六千七百円	二十一万三千七百円
		二 法第二十一条第一項の許可を受けようとする者	十二万七千七百円	十一万七千二百円
		三 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者	四万六千七百円	三万九千九百円
		（審議会等で政令で定めるもの）		
第十一条 法第五十六条第一項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				
（施行期日） 一 この政令は、昭和四十九年六月十日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年八月一日から施行する。				
（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令の廃止） 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第三条第一項の規定による新規化学物質の製造又は輸入に係る届出を要しない場合を定める政令（昭和四十九年政令第二百二号）は、廃止する。				
（経過措置） 三 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。				
第一種特定化学物質		製品		
PFOS又はその塩		消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤		
PFOA又はその塩		消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤		
PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩		消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤		
附 則（昭和五十四年八月一四日政令第二二五号）				

この政令は、昭和五十四年八月二十日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十月十一日から施行する。		附則 (昭和五十六年一〇月二日政令第三〇二号)	
この政令は、昭和五十六年十月十二日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、同年十二月一日から施行する。		附則 (昭和五十九年四月一三日政令第九七号)	
この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。		附則 (昭和六一年九月一七日政令第二九七号)	
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、昭和六十一年十一月二十一日から施行する。		附則 (昭和六一年一〇月三十一日政令第三三五号) 抄	
この政令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十二年四月一日)から施行する。ただし、第二条第一項第二号の改正規定は、同年三月一日から施行する。		附則 (昭和六十二年三月二〇日政令第四九号) 抄	
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。		附則 (平成元年三月二二日政令第五九号) 抄	
この政令は、平成元年四月一日から施行する。		附則 (平成元年三月二九日政令第七五号)	
この政令は、平成元年四月一日から施行する。		附則 (平成元年二月二七日政令第三五一号)	
この政令は、平成二年一月六日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、平成二年三月一日から施行する。		附則 (平成元年二月二七日政令第三五一号)	
この政令は、平成二年三月一日から施行する。		附則 (昭和五十四年八月一四日政令第二二五号)	

